

堺市北区地域こどもの居場所づくり支援事業補助金概要

北区では、長期休業中や放課後等に、身近な地域においてこどもたちが気軽に立ち寄れて、異年齢、異世代との交流や学習の支援、さまざまな体験ができるこどもの居場所を開設することでこどもたちが健やかに育つ環境整備を進めています。
こどもの居場所を開設する団体を募集し、開設に要する経費の一部を助成します。

留意事項 ※必ずお読みください

- 居場所を必要とするこどもたちが誰でも気軽に立ち寄れることを前提としていますので、居場所を利用するこどもを、校区や団体などに限定せず、可能な限り広く受け入れてください。
- 記念品や参加賞などの配布にかかる費用は、補助対象となりません。（補助対象物品は、原則貸与としてください）
- 他の補助金と重複して交付することは認められません。

補助対象となる事業

次の（１）～（４）の要件をすべて満たしているものが対象です。

（１）年間５回以上、１回当たり２時間以上開設する次の

いずれかの要件に該当するこどもの居場所であること。

ア 宿題など学習を支援するこどもの居場所づくり

イ 遊びや体験を行うこどもの居場所づくり

ウ その他こどもの健全な育成を支援する居場所づくり

（２）小学校又は中学校に就学する年齢の児童又は生徒の利用がおおむね５人以上見込めること。

（３）開設時間中、常に現場責任者が配置されていること。

（４）材料費等、実費以外の利用料を徴収していないこと。



主な補助対象経費

下記のものが対象事業費となります。迷った場合は、事前にご相談ください。

	補助対象経費	内容（参考例）
1	報償費	イベントや勉強会などの外部講師への謝礼金 ※１人当たり１回 2,000 円が上限 スタッフに係る経費は対象外です
2	消耗品費等	再生紙、画用紙、折紙、書籍など。（単価２万円未満） こどもたちが交流を図るための茶菓代は補助金申請額の１０％が上限
3	印刷製本費	周知用ちらし印刷代、記録用写真の現像代
4	通信運搬費	切手、はがき等
5	保険料	利用者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険など
6	使用料及び賃借料	家賃等の賃借料、施設使用料、備品レンタル料

補助上限額

こどもの居場所づくりの運営に要する経費のうち、予算の範囲内で

5回以上10回未満	上限	50,000円	
10回以上15回未満	上限	100,000円	
15回以上20回未満	上限	150,000円	
20回以上	上限	200,000円	(補助の対象経費に制限あり)

補助事業者の資格要件

補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、校区自治連合会及び校区自治連合会が運営に関与する団体とする。

補助金交付の基本的な流れ

申請者（事業を行う団体）	北区役所（企画総務課）
①交付申請を提出する。	②提出された交付申請一式を受理する 内容を審査し、交付決定を通知する。
③交付決定通知書を受理する。 補助金の交付請求を行う。 (決定通知日翌日から20日以内)	④交付請求書を受理し、補助金を交付する。
⑤事業を実施～完了後、実績報告を提出する (完了日から20日以内)	⑥提出された実績報告書一式を受理する。 内容を審査し、交付額の確定をする。 ※返還金がある場合は、返納・返還通知書 (納付書) 発行
⑦確定通知書を受理する。 ※返還金がある場合は、納付書で返納	

問合せ先（申請受付等）

補助金申請書類の配布、申請書の受付は、企画総務課へお越しください。

北区の地域でこどもの居場所づくりを検討されている方や、すでに居場所を運営されている方など、気軽にお問い合わせください。(相談可)

北区役所 企画総務課

電 話：072-258-6706 FAX：072-258-6817

メール：kitakiso@city.sakai.lg.jp